

さいたま市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、意思の疎通が困難な重度障害者に対して、本人との意思疎通を行うことができる者（以下、コミュニケーション支援員という）を派遣することにより、円滑な医療行為が行えるよう支援することを目的とする。

(対象者)

第2条 事業の対象となる者は、次のいずれかに該当する重度障害者とする。

- (1)身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けている市内在住の18歳以上65歳未満の者であって、障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年7月2日法律第134号）第2条第3項の規定による特別障害者又は脳性まひにより身体障害者手帳の交付を受けており、その障害の程度が1級の者
- (2)知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所において手帳の交付を受けている市内在住の18歳以上65歳未満の者であって、その障害の程度が㊤（最重度）の者

(利用の手続)

第3条 コミュニケーション支援員の派遣を受けようとする者は、あらかじめ重度障害者入院時コミュニケーション支援員派遣申請書（様式第1号）及び重度障害者入院時コミュニケーション支援事業所得状況届（様式第8号）により、市長に申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、派遣の要否等必要な事項を決定し、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業利用者登録決定・変更・却下通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により派遣を決定した者（以下「派遣対象者」という。）を登録しておくものとする。

(事業者)

第4条 事業を実施する事業者は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者又は同法第30条第1項第2号に規定する基準該当事業所とする。

第5条 事業を実施する事業者は、事前に市に登録するものとする。

2 事業者の登録をしようとする者は、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業者登録申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)指定障害福祉サービス事業者又は基準該当事業所の指定通知書の写し

(2)当該事業者に登録するコミュニケーション支援員の有する資格等の記載のある職員名簿

(3)傷害保険加入証書の写し

(4)前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、指定の適否を決定し、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業者登録決定・却下通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(コミュニケーション支援員)

第6条 コミュニケーション支援員は、派遣対象者に対し医療機関への入院前に障害福祉サービス事業者等としてサービスの提供を行っていた者でなければならない。ただし、派遣対象者の親族（派遣対象者の親、兄弟姉妹、子及び配偶者をいう。）を当該派遣対象者のコミュニケーション支援員とすることはできないものとする。

(支援の内容等)

第7条 コミュニケーション支援員による支援の内容は、医療機関に入院中のコミュニケーション支援（医療従事者との意思疎通を図ること及びこれに伴う必要な見守り）とする。

2 前項に規定するコミュニケーション支援を利用するときは、入院した医療機関がコミュニケーション支援員の派遣を承諾している場合に限るものとし、コミュニケーション支援員は、医療従事者の指示に従うものとする。

(派遣の依頼)

第8条 コミュニケーション支援員の派遣を受けようとする派遣対象者は、派遣を希望する日時等について、登録事業者に直接依頼するものとする。

(費用の負担)

第9条 コミュニケーション支援員の派遣を受けた派遣対象者の費用負担はさいたま市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業補助金交付要綱の別表に定める補助単価に派遣時間を乗じて得た額の100分の10とし、重度障害者入院時コミュニケーション支

援事業利用者負担割合決定通知書（様式第9号）に基づき、派遣対象者は当該費用を直接事業者を支払わなければならない。ただし、派遣対象者本人が市民税非課税または生活保護を受給している場合は除くものとする。

（サービス利用記録票）

- 第10条 市長は、派遣対象者に対し、毎月、サービス利用記録票（様式第5号）を交付するものとする。
- 2 コミュニケーション支援員は、前項のサービス利用記録票のサービス利用記録欄に利用日、利用時間及び利用時間数を記入し、派遣対象者の確認を得るものとする。
- 3 派遣対象者は、コミュニケーション支援員の派遣を受けたときは、当該コミュニケーション支援員にサービス利用記録票を提示し、前項の記入を受け、確認を行うものとする。
- 4 派遣対象者は、サービス利用記録票を当該サービス利用記録票の有効月終了後速やかに派遣を受けた登録事業者に提出するものとする。

（秘密の保持）

- 第11条 登録事業者及びコミュニケーション支援員は、支援を行うに当たって知り得た個人の秘密を守らなければならない。

（利用者登録の辞退）

- 第12条 派遣対象者がその登録を辞退しようとする場合は、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業利用者登録辞退届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

（登録事業者の届出義務）

- 第13条 登録事業者は、当該登録に係る申請事項に変更が生じたとき又は事業を中止しようとするときは、速やかに、重度障害者入院時コミュニケーション支援事業（事業者・コミュニケーション支援員）登録変更・中止届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（市の補助）

- 第14条 市長は、予算の範囲内において、別に定めるところにより、登録事業者に対し事業の実施に要する経費を補助することができる。

（その他）

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

○さいたま市地域生活支援事業実施要綱

平成18年9月29日

告示第897号

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的かつ効果的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第2条 市は、地域生活支援事業の実施について（平成18年障発第0801002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）の別紙1 地域生活支援事業実施要綱による地域生活支援事業として、次に掲げる事業を行う。

- (1) 相談支援事業
- (2) コミュニケーション支援事業
- (3) 日常生活用具給付等事業
- (4) 移動支援事業
- (5) 地域活動支援センター機能強化事業
- (6) その他の事業

(事業の連携等)

第3条 市は、他の市町村等と連携し、事業を広域的に実施することができる。

2 市は、事業の全部又は一部を他の団体等に委託して実施することができる。

(その他)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(更生訓練費支給要綱等の廃止)

2 次に掲げる告示は、廃止する。

- (1) さいたま市更生訓練費支給要綱（平成13年さいたま市告示第38号）
- (2) さいたま市施設入所者就職支度金支給要綱（平成13年さいたま市告示第39号）

- (3) さいたま市重度障害児者日常生活用具給付等実施要綱（平成13年さいたま市告示第40号）
- (4) さいたま市身体障害者自動車運転免許取得費補助金交付要綱（平成13年さいたま市告示第49号）
- (5) さいたま市身体障害者自動車改造費補助金交付要綱（平成13年さいたま市告示第50号）
- (6) さいたま市訪問入浴サービス事業実施要綱（平成13年さいたま市告示第70号）